

税金は納期限内に納めましょう

問 税務課 徴収係 ☎0965-52-5853

氷川町では、税負担の公平性を維持するために、滞納額の減少に向けたさまざまな取組を行っています。特に、相談や納付もない人には、次のような厳格・公正な滞納処分を実施し、滞納税額の圧縮を図っています。

納税は義務です

税金は、私たちの生活に欠かせない公共サービスや、道路・公共施設などの維持管理に使われるとしても大切なものです。

悪質滞納者には差し押さえ

資力はあるのに税を納めない悪質な滞納者には、納税者との公平性を保つためにも、法律の規定に従い、差し押さえを行います。

- ①給与
 - ・勤務先に給与、賞与などを調査のうえ、差し押さえます。
- ②預貯金
 - ・差し押さえた預貯金は、引き出しや自動振替などができません。
 - ・町は預金口座から直接引き出して、滞納税金に充てます。
- ③生命保険
 - ・保険事由（入院など）が生じても、保険金を受け取ることができません。
 - ・税金が完納されないときは、町は保険を解約して解約返戻金を滞納税金に充てます。
- ④不動産
 - ・滞納者所有の不動産を差し押さえて、町が公売により徴収します。
 - ・差し押さえは、抵当権などを設定している金融機関などにも通知しますので、銀行から新規融資の凍結、全額即時弁済を求められることがあります。
- ⑤動産
 - ・滞納者宅や事務所を捜索して、換価価値のある財産を差し押さえます。
 - ・動産を公売し、滞納税金に充てます。

※このほかにも、調査により財産を発見次第、差し押さえを執行します。

滞納処分の流れ

納税通知書の送付



督促状の送付 納期限から20日以内に送付します



財産調査・検査 納期限から20日以内に送付します



財産の差押 調査により財産が見つかれば差し押さえます



公売 差し押さえた財産を売却します



町税に充当

滞納を放置すると

自動車の差し押さえ（タイヤロック）▶

督促状や催告書を放置すると、納期限までに納付した人の公平性を保つために「延滞金」が発生します。この延滞金は、納期限の翌日から計算が始まり、本来の税に加えて支払わなければなりません。



償却資産（固定資産税）申告をお忘れなく！

問 税務課 資産税係 ☎0965-52-5853

償却資産の所有者は、個人・法人にかかわらず、毎年1月1日時点の所有資産を申告することが義務付けられています。役場で把握している事業者は、12月下旬に申告書を送付していますので、忘れないように申告しましょう。令和7年中に新規で事業を開始した場合は、取得した償却資産をすべて申告する必要があります。

用語解説

償却資産…事業で利用する構築物、機械、器具、備品などの資産

固定資産税…土地、家屋、償却資産などの固定資産を、毎年1月1日時点の所有者が納める税金

◆課税対象（以下に該当するもの）

- ・事業に利用することができる、土地・家屋以外の資産
- ・鉱業権、漁業権、特許権、その他の無形減価償却資産でない資産
- ・減価償却額または減価償却費が、所得の計算上、損金または必要経費として算定できる資産
- ・自動車税、軽自動車税の対象でない車両資産

太陽光発電設備の申告

設置者	全量買取（10kW以上）	余剰売電（発電出力問わず）
個人（住宅用）	申告対象	申告対象外
個人（事業用）・法人	申告対象	

※事業と住宅の両方に利用している場合は、利用割合に関わらず発電設備のすべてが申告対象

仕事を探しの方へ！「くまもと★みなみ合 同就職面談会」を開催します！

問 熊本県県南広域本部総務部振興課

☎0965-33-3149



八代、水俣・芦北、人吉・球磨地域の企業が集まる合同就職面談会を開催します。参加費は無料です。詳細は熊本県HPをご覧ください。

▶ 開催日時 2月1日（日）13時～16時

▶ 場所 桜十字ホール 多目的ホール

町税の納付方法について

問 税務課 ☎0965-52-5853

納付書の方

令和8年1月分より「町県民税、固定資産税、国民健康保険税を税目ごとに納付書を送付する」ことを納税通知書発送時に同封のチラシでお知らせしましたが、当面の間は現在の納付書で納付していただくことになりました。システム移行時期が決定し、納付書が変更となる場合は改めてお知らせします。

口座振替の方

納税通知書発送時に同封のチラシでお知らせしましたとおり、11月振替分から税目ごとに金額が印字されるようになりました。なお、金融機関によって印字される文字は異なります。

固定資産税の届出を忘れずに（土地・家屋）

問 税務課 資産税係 ☎0965-52-5853

固定資産税は、土地、家屋、償却資産などの固定資産を、毎年1月1日時点の所有者が納める税金です。次のような場合、届出がないと適正な課税ができませんので、必ず届出をお願いいたします。

【家屋の新築・増築・取り壊しを行った場合】

令和7年中に住宅や車庫・倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は税務課まで届出を行ってください。登記されている建物につきましては把握ができますが、未登記の増築や車庫・倉庫・サンルームなどは把握できていない場合があります。後になって確認された場合、さかのぼって課税することになります。取り壊された家屋については、届出がない場合、翌年度も課税される場合があります。

【土地登記簿の地目と現況が違う場合】

土地については、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行いますので、登記簿の地目と現況の地目が違う場合は届出を行ってください。地目とは主に、宅地、田、畠、山林、その他雑種地などがあります。